

共用 LAN システム

公開 DNS サービスリプレースおよび  
ドメイン指定事業者変更業務  
調達仕様書

令和 5 年 6 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

## 目次

### 公開 DNS サービスリプレースおよびドメイン指定事業者変更業務

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | 調達案件の概要に関する事項          | 3  |
| 1.1 | 調達件名                   | 3  |
| 1.2 | 用語の定義                  | 3  |
| 1.3 | 調達の背景と目的               | 3  |
| 1.4 | 作業スケジュール               | 3  |
| 2   | 作業の実施内容に関する事項          | 4  |
| 2.1 | 作業の内容                  | 4  |
| (1) | 公開 DNS サービスの導入         | 4  |
| (2) | ドメイン指定事業者の変更           | 4  |
| (3) | ドキュメントの作成              | 4  |
| (4) | サービス保守                 | 4  |
| (5) | 成果物の提出期日等              | 4  |
| 3   | 作業の実施体制・方法に関する事項       | 5  |
| 3.1 | 実施体制                   | 5  |
| 3.2 | 作業場所                   | 6  |
| 4   | 作業の実施に当たっての遵守事項        | 6  |
| 4.1 | 基本事項                   | 6  |
| 4.2 | 機密保持、資料の取扱い            | 7  |
| 4.3 | 遵守する法令等                | 7  |
| 5   | 成果物の取扱いに関する事項          | 8  |
| 5.1 | 知的財産権の帰属               | 8  |
| 5.2 | 契約不適合責任                | 9  |
| 5.3 | 検収                     | 9  |
| 6   | 入札参加資格に関する事項           | 10 |
| 6.1 | 入札参加要件                 | 10 |
| 6.2 | 入札制限                   | 10 |
| 7   | 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項 | 11 |
| 7.1 | 情報セキュリティ履行状況の報告        | 11 |
| 7.2 | 情報セキュリティ監査の実施          | 11 |
| 8   | 再委託に関する事項              | 11 |
| 9   | その他特記事項                | 13 |
| 9.1 | 環境への配慮                 | 13 |
| 9.2 | その他                    | 13 |

|      |             |    |
|------|-------------|----|
| 10   | 附属文書 .....  | 13 |
| 10.1 | 要件定義書 ..... | 13 |
| 11   | 窓口連絡先.....  | 14 |

## 1 調達案件の概要に関する事項

### 1.1 調達件名

共用 LAN システム 公開 DNS サービスリプレースおよびドメイン指定事業者変更業務

### 1.2 用語の定義

表 1.2-1 用語の定義

| 用語          | 説明                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 共用 LAN システム | PMDA の共通的な基盤システム。メールサーバやファイルサーバ、クライアント端末、ネットワーク機器等で構成される。         |
| 公開 DNS サービス | 登録したドメインのゾーン情報を公開する権威 DNS サーバを運用・管理し契約者へ DNS 機能を提供するアウトソーシングサービス。 |

### 1.3 調達の背景と目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、「PMDA」という)では機構ホームページの公開や電子メールを利用した外部組織とのコミュニケーションを実施しており、これらに用いる pmda.go.jp ドメインからなる完全修飾ドメイン名(以下、「FQDN」という)を、インターネットに公開している。

FQDN のインターネット公開には外部事業者が提供する公開 DNS サービスを利用しており、これまで共用 LAN システムの一部機能として同システムの調達に含めていたが、公開 DNS サービス自体は共用 LAN システムのみならず PMDA における各システムにて横断的に利用されるサービスのため、その管理やリプレーススケジュールを個別に設けることを目的として公開 DNS サービスのみの調達をかけるものとする。

また併せて、レジストリサービスへ登録されている pmda.go.jp ドメイン情報の更新を、PMDA からの依頼に基づいて代理申請を行うドメイン指定事業者についても、本調達内で変更し、新たに契約する。

### 1.4 作業スケジュール

本業務に関する、想定スケジュールの概要を「別紙 1 スケジュール概略」に示す。作業項目毎の詳細な日程や、移行スケジュールについては受注者が作成すること。

## 2 作業の実施内容に関する事項

### 2.1 作業の内容

本調達における業務内容を以下に示す。これらの業務に伴い発生する PMDA との協議や、資料作成も含まれる。詳細な要件は本調達仕様書の各別紙に記載する。

#### (1) 公開 DNS サービスの導入

受注者は「別紙 3 システム詳細要件」に示す要件を満たした公開 DNS サービスを新たに導入し、インターネットから参照される pmda.go.jp ドメインゾーンの情報を移行すること。

#### (2) ドメイン指定事業者の変更

受注者は「別紙 3 システム詳細要件」に示す要件を満たしたドメイン指定事業者を新たに契約し、レジストリサービスに登録されている pmda.go.jp ドメインの情報更新を PMDA に代わり申請可能な状態にすること。

#### (3) ドキュメントの作成

受注者は「別紙 3 システム詳細要件」に示すドキュメントを作成し、PMDA に提出すること。

#### (4) サービス保守

受注者は本調達で導入したサービスの設計事項、サービス仕様に関する保守を行うこと。

#### (5) 成果物の提出期日等

納入成果物を提出し、PMDA の承認を得ること。PMDA の資料確認や確認結果の反映期間等を考慮した期間にて提出すること。

表 2.1-1 納入成果物の提出期限

| 納入成果物       | 期限              |
|-------------|-----------------|
| プロジェクト実施計画書 | 令和 5 年 8 月 31 日 |
| 基本設計書       | 令和 5 年 9 月 29 日 |
| 詳細設計書       |                 |

|         |            |
|---------|------------|
| 運用設計書   |            |
| 試験設計書   |            |
| 移行計画書   | 令和5年10月31日 |
| 試験結果報告書 | 令和5年11月14日 |
| 運用手順書   | 令和5年12月1日  |

ただし、導入や移行工程においてシステム構成の把握、実施内容の評価に必要なドキュメントについては各工程で PMDA の要求に応じ提出すること。

ドキュメントは以下の要件を満たして作成すること。

1. PDF 形式及び Microsoft 365 Office 及び Visio で扱える形式とすること。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。文章が主体となるドキュメントは Markdown 形式としても良い。
2. 各納入成果物は日本語により作成すること。製品マニュアルについては日本語または英語によるものとする
3. CD-R または DVD-R による 1 部及び電子メールにより納入すること。
4. 本業務を実施する上で必要となる一切の機器納入物等は受注者の責任で手配するとともに費用を負担すること。
5. 各工程の納入成果物も含め、本調達に係る全ての資料を納入すること。

### 3 作業の実施体制・方法に関する事項

#### 3.1 実施体制

1. 本調達の導入作業に係る統括者としてプロジェクトマネージャーを設定すること。プロジェクトマネージャーは受注者の組織から選定すること。
2. プロジェクトマネージャーは本調達の導入作業における各工程の進捗を管理し、遅延が発生しないよう作業体制を整えること。
3. 設計、導入等を複数業者が連携して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担を PMDA に明示すること。再委託も含む。

## 3.2 作業場所

1. 受注業務の作業場所は、再委託も含めて PMDA 執務室内、又は日本国内の PMDA が承認した場所で作業すること。
2. PMDA 執務室内での作業においては、必要な規定の手続きを実施し承認を得ること。
3. 受注業務で用いるデータ、資料等は日本国外に持ち出さないこと。
4. 必要に応じて PMDA 職員は現地確認を実施できることとする。

## 4 作業の実施に当たっての遵守事項

### 4.1 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

1. 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
2. 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
3. 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
4. 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
5. 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
6. 受注者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。
7. 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
8. 本業務においては、業務終了後の運用等を、受注者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類の整備を行うこと。

## 4.2 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

1. 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
2. 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等については管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

(ア) 資料を複製しないこと。

(イ) 用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。

(ウ) 受注業務完了後、上記 1 に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA に提出すること。

(エ) 応札希望者についても上記 1 及び 2 に準ずること。

(オ) 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第 52 条に従うこと。

(カ) 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。

(キ) 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

## 4.3 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

1. 受注者は、最新の「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に遵守すること。

セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。

セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。



2. PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
3. 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。

(ア)独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程

(イ)独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程

4. 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。

また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

## 5 成果物の取扱いに関する事項

### 5.1 知的財産権の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおり。

1. 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
2. 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
3. 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
4. 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。

5. 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

## 5.2 契約不適合責任

1. 本業務の最終検収後 1 年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して本システムの安定稼働等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。

2. 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001（日本産業標準）に従い、厳重に管理すること。

また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに PMDA に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

## 5.3 検収

納入成果物については、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、納入成果物が揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを、PMDA が確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

1. 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDA の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
2. 納入成果物に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
3. PMDA の品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。

## 6 入札参加資格に関する事項

### 6.1 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

1. ISO9001 又は CMMI レベル 2 以上の認定を取得していること。
2. ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
3. 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。

なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

### 6.2 入札制限

情報システム調達 の公平性確保のため、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

1. PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等。
2. 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等。
3. 設計・開発等の工程管理支援業者等。
4. 1～3 の親会社及び子会社。（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
5. 1～3 と同一の親会社を持つ事業者。

6. 1～3 から委託を請ける等緊密な利害関係を有する事業者。

## 7 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、PMDA の年次情報セキュリティ監査実施時などで PMDA が本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合、以下の対応を求めるものとする。

### 7.1 情報セキュリティ履行状況の報告

1. PMDA がその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求めるものとする。

### 7.2 情報セキュリティ監査の実施

1. PMDA が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）に基づき、本調達にて導入されるサービスにおける情報セキュリティ監査の実施可否とその内容をプロジェクト開始時に協議して合意すること。
2. 受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により可能な限り提示すること。
3. 受注者は自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。
4. 受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について PMDA が改善を求めた場合には、PMDA と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに改善を実施するものとする。
5. 情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

## 8 再委託に関する事項

1. 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。
  - (ア) 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
  - (イ) SLCP-JCF2013 の 2.3 開発プロセス、及び 2.4 ソフトウェア実装プロセスで定める各プロセスで、以下に示す要件定義・基本設計工程に相当するもの。

- ・ 2.3.1 プロセス開始の準備
- ・ 2.3.2 システム要件定義プロセス
- ・ 2.3.3 システム方式設計プロセス
- ・ 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス
- ・ 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス

ただし、以下の場合には再委託を可能とする。

(ウ) 補足説明資料作成支援等の補助的業務

(エ) 機能毎の工数見積において、工数が比較的小規模であった機能に係るソフトウェア要件定義等業務

2. 受注者は、再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。
3. 申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

4. 再委託先が、更に再委託を行う場合も同様とする。
5. 再委託における情報セキュリティ要件については以下のとおり。

(ア) 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し PMDA に報告すること。

(イ) 受注者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、再委託先またはその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA に報告すること。

(ウ) 受注者は再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関して、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。

(エ) 受注者は再委託先にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の再委託先における対処方法を確認し、PMDA に報告すること。

(オ) 受注者は、再委託先における情報セキュリティ対策、及びその他の契約の履行状

況の確認方法を整備し、PMDA へ報告すること。

(カ) 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA へ報告すること。

(キ) 受注者は、情報セキュリティ監査を実施する場合、再委託先も対象とするものとする。

(ク) 受注者は、再委託先が自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。

(ケ) 受注者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

## 9 その他特記事項

### 9.1 環境への配慮

1. 環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。
2. 本件に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
3. 導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

### 9.2 その他

PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

## 10 附属文書

### 10.1 要件定義書

1. 別紙 1 スケジュール概略
2. 別紙 2 システム構成概要図
3. 別紙 3 システム詳細要件

## 11 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室

共用 LAN システム担当者

電話：03 (3506) 9485

Email：cm-kyoyolan●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに置き換えること。

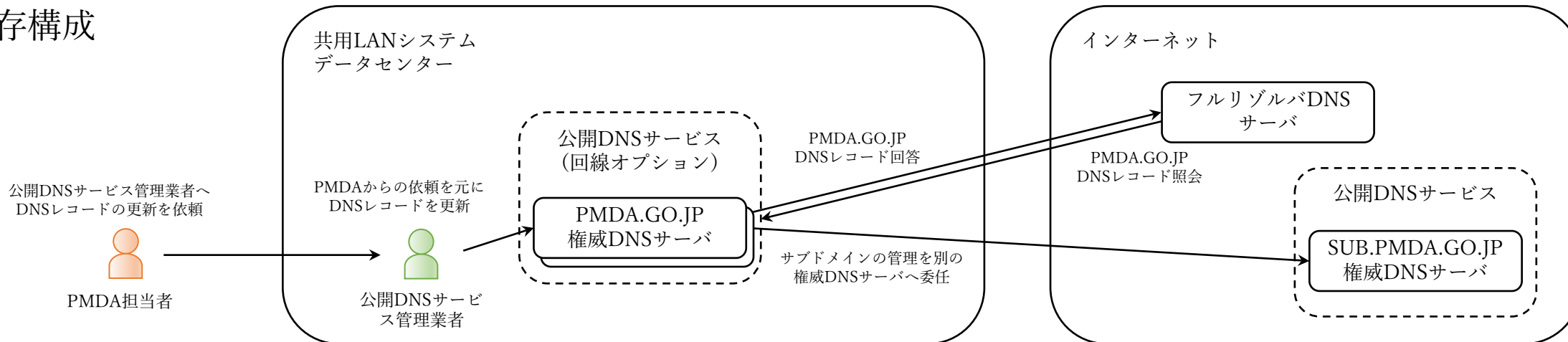




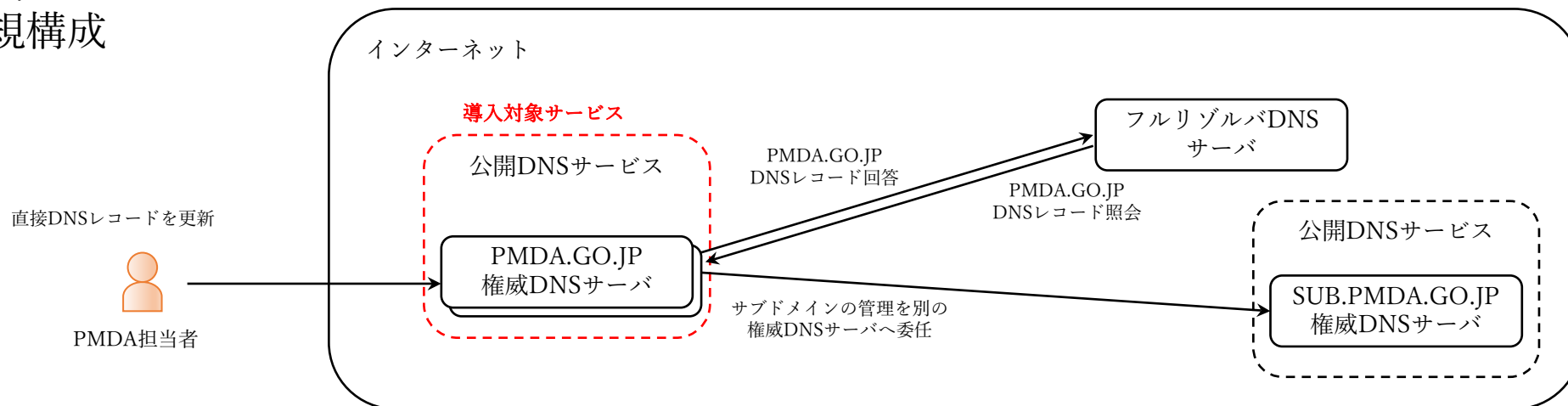
# 共用LANシステム 公開DNSサービスリプレースおよび ドメイン指定事業者変更業務

調達仕様書 別紙2 システム構成図

## 公開DNSサービス 既存構成



## 公開DNSサービス 新規構成



## ドメイン指定事業者サービス

本要素はシステムでは無いため、システム概要図は省略する。

# 共用 LAN システム

## 公開 DNS サービスリプレースおよびドメイン指定事業者 変更業務

### 調達仕様書 別紙 3 システム詳細要件

#### 1 システム構成

「別紙 2 システム構成概要図」に記載のとおり。ドメイン指定事業者サービスはシステムではないため、概要図の記載は省略している。

#### 2 システム要件

本調達で求めるシステムの各要件は以下のとおり。

##### 2.1 公開 DNS サービス

###### 2.1.1 機能要件

- (ア) pmda.go.jp ドメインのゾーンの登録・公開・管理が可能なこと。本調達で登録・管理・公開するゾーンは pmda.go.jp の 1 つのみとする。
- (イ) 管理ゾーンに対する正引き DNS レコードの登録・更新・削除といった各操作が可能なこと。逆引き DNS レコードは管理しない。
- (ウ) 各操作を行うための管理インターフェースを備えていること。
- (エ) 管理インターフェースにはインターネットからアクセス可能なこと。
- (オ) アカウントによる管理インターフェースへのアクセス制御が可能なこと。用意するアカウントは 3 アカウント分とする。
- (カ) 管理インターフェースへのアクセスをアカウント以外の要素でも制御可能なこと。
- (キ) ゾーンの追加登録・公開・管理が可能な機能を有していること。
- (ク) ゾーンを追加した場合、同一の管理インターフェース内で管理が可能なこと。
- (ケ) 以下種類の DNS 正引きレコードの登録・更新・削除が可能なこと。

- ・ A レコード

- ・TXT レコード
- ・NS レコード
- ・MX レコード
- ・CNAME レコード

(コ) DNS 正引きレコード 100 件以上の登録が可能なこと。

(サ) DNS レコードの追加・更新・削除の行為に追加費用が発生しないこと。

(シ) NS レコードで指定したドメインのゾーンの管理を別権威 DNS サーバへ委任が可能なこと。委任先の権威 DNS サーバが稼働する公開 DNS サービスは Microsoft Azure DNS、Amazon Amazon Route 53 とする。

(ス) pmda.go.jp ドメインのゾーン情報伝播における TTL を 1 時間～24 時間の間で設定可能なこと。

(セ) 公開 DNS サービスが提供する、pmda.go.jp ドメインゾーンの権威 DNS サーバは 2 台以上の冗長構成となっていること。

(ソ) DDoS、DNS キャッシュポイズニング等の攻撃に対する対策がとられていること。

(タ) DNSSEC 署名に対応していること。

(チ) 応答レコードクエリ数として、500QPS 程度の性能が担保されていること。

(ツ) 応答レコードクエリ数に応じた課金が発生しないこと。

(テ) 公開 DNS サービスの稼働率として 99.9%以上の SLA を備えていること。

(ト) 管理ゾーンに対する操作ログを閲覧、取得可能なこと。

(ナ) 管理ゾーンに対するクエリ数を月単位で集計可能なこと。平均値であってもよい。

### 2.1.2 構成要件

(ア) 既存権威 DNS サーバにて公開している pmda.go.jp ドメインのレコードを、本調達で導入する公開 DNS サービス上の権威 DNS サーバへ全て移行すること。

### 2.1.3 保守要件

(ア) 公開 DNS サービスに関する操作方法や機能の仕様など、基本的な問い合わせが可能なこと。

## 2.2 ドメイン指定業者サービス

### 2.2.1 サービス要件

- (ア) 株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が認定している事業者であること。
- (イ) 属性型 JP ドメイン名の取り扱いが可能なこと。
- (ウ) PMDA からの依頼に基づき、pmda.go.jp ドメインの登録情報の更新を JPRS に依頼可能なこと。
- (エ) 既にレジストリサービス上へ登録されているドメインの管理が可能なこと。

### 2.2.2 構成要件

- (ア) 既存の指定事業者に代わり、pmda.go.jp ドメインの登録情報を管理すること。既存の指定事業者に対して必要な連絡や依頼は PMDA が行う。
- (イ) 公開 DNS サービスの移行に伴い発生する権威 DNS サーバの切り替えにおいて、適切な情報登録を JPRS に対して申請すること。
- (ウ) 本調達にて発生する権威 DNS サーバの切り替えにおいて発生する pmda.go.jp ドメインの登録情報更新にあたり、費用が発生する場合は本調達の費用に含めること。更新内容は権威 DNS サーバ(ネームサーバ)の情報、登録担当者の情報を想定している。その他に公開 DNS サービス切り替えにあたり更新が必要な登録情報がある場合は、その費用も含めること。
- (エ) 権威 DNS サーバ切り替え後の運用中に発生する登録担当者や技術連絡担当者の変更が発生した場合の pmda.go.jp ドメインの登録情報更新にあたり、費用が発生する場合は本調達の費用に含めること。発生する運用中の登録情報更新は全 3 回を想定する。

### 2.2.3 保守要件

- (ア) ドメイン指定業者サービスに関する基本的な問い合わせが可能なこと。

## 3 プロジェクト要件

受注者は本調達における体制や進行方針を検討し、プロジェクト計画としてドキュメントへまとめ、プロジェクト開始時に PMDA と合意をとること。各工程の詳細な作業スケジュールはこの時点では不要だが、権威 DNS サーバ切り替え時期については大まかに日程を想定し、スケジュールとして含めること。

### 3.1 プロジェクト計画に関する必要ドキュメント

受注者はプロジェクトのスケジュール、進行方針を記載したプロジェクト実施計画書を

作成し、PMDA と合意、承認をとること。プロジェクト実施計画書に最低限記載が必要な事項は以下のとおり。

- (ア) プロジェクトスコープ
- (イ) プロジェクト体制表
- (ウ) WBS(受注者と PMDA の作業分担を含めること)
- (エ) 文書管理要領
- (オ) 品質管理要領
- (カ) 変更管理要領
- (キ) 会議体

#### 4 設計要件

受注者は本調達仕様書に記載された要件を満たすための設計を行い、その内容を記したシステム設計書を作成すること。ただし要件を満たすための設定が PMDA 固有の設計ではなくサービス仕様により標準的に提供される場合は、そのことを示すサービス仕様書、マニュアルへのリンクを記載した設計書としてもよい。

##### 4.1 設計に関する必要ドキュメント

###### 4.1.1 基本設計書

システムの基本構成と各設計の意図を記載すること。基本設計書に最低限記載が必要な事項は以下のとおり。

- (ア) 公開 DNS サービスの管理インターフェースへのアクセス制御設計
- (イ) ログ管理設計

###### 4.1.2 詳細設計書

具体的なパラメータ、設定ファイル、システム構成要素の詳細情報を記載すること。

###### 4.1.3 運用設計書

本調達で導入するシステムを運用するために必要な手順を記載すること。運用設計書に最低限記載が必要な事項は以下のとおり。

- (ア) DNS レコード登録、変更、削除手順
- (イ) 各種ログ確認手順
- (ウ) 公開 DNS サービスに関する基本的な問い合わせの発行手順

(エ) 指定事業者へのドメイン登録情報変更依頼、連絡手順

#### 4.1.4 移行計画書

本調達で導入するシステムを本稼働させるまでの工程を記載すること。移行対象、移行方法、移行時期を明確化し、PMDA と合意、承認をとること。

尚、既存システムの動作に影響がでる作業を見込む場合、作業の 6 週間前には影響範囲を PMDA に報告し合意をとること。

#### 4.1.5 試験設計書

本調達で導入するシステムが正常に稼働すること、基本設計において定めた設定が想定どおり動作することを確認するためのテスト設計を行うこと。以下内容を重視した設計とすること。

(ア) DNS 機能の正常動作確認

(イ) 移行した各種 DNS レコードの網羅性確認

(ウ) 公開 DNS サービスの管理インターフェースへのアクセス制御動作

公開 DNS サービスを利用する既存公開システムの動作確認は PMDA が実施する。

### 5 導入要件

受注者は本システムを実現するために必要なサービスの導入を行う。サービスに対しては基本設計書に定めた内容の設定を行い、システムが正常に稼働するよう構成すること。構成後は試験設計書に定めた内容のテストを行い、意図した動作となることを確認すること。

導入過程で設計内容に変更が生じる場合、PMDA と合意の上でプロジェクト実施計画書に定めた変更管理要領に基づき設計に関するドキュメントの修正を行うこと。

#### 5.1 導入に関する必要ドキュメント

##### 5.1.1 試験結果報告書

試験設計書に基づき実施した動作確認の結果を一覧化して PMDA へ報告すること。移行計画書で定めた移行時期に合わせて移行可否を判断するための移行判定を行う。この場合、移行前に詳細な試験結果を求めることがある。

### 6 引継ぎ要件

受注者は本調達で導入するシステムの運用方法を PMDA に引き継ぐこと。引継ぎは必ずしも対面での説明を求めるものではないが、PMDA が対面の説明を求めた場合はこれに対応すること。



## 6.1 引継に関する必要ドキュメント

### 6.1.1 運用手順書

運用手順書に最低限記載が必要な事項は以下のとおり。

- (ア) 運用計画書に定めた手順を実施するための詳細な操作説明
- (イ) 各構成要素の保守体制
- (ウ) 受注者に対する保守依頼を行うための方法とサービス定義内容